

令和4年度 多摩市における障がい者就労施設等からの 物品等の調達を推進を図るための方針

1 はじめに

(1) 趣旨

多摩市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、令和4年度における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定め、公表します。

(2) 障害者優先調達推進法とは

この法律は、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために、平成24年6月20日に成立、同月27日に公布され、平成25年4月1日から施行されました。

(3) 市内障がい者就労施設等との協働の取組

多摩市では、第四次多摩市総合計画（計画期間 平成13年～平成22年）において、市民、行政、民間、非営利団体、ボランティアとの協働を位置づけ、平成23年度から開始した第五次多摩市総合計画においても、引き続き積極的な取組を進めています。

平成16年に策定した「多摩市自治基本条例」（以下「自治基本条例」という。）では、第3条で、「協働」を『市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割分担及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。』と定義しています。また、「事業実施における参画」について規定した第25条では、市が事業を実施するにあたっての市民の参画とともに、自立的に活動する各種団体等と市との協働を掲げています。

このように、市内の障がい者就労施設を運営する特定非営利団体等とも、「同じ目的に向かい、その目的をより良く達成する手段として、市（行政）と市民団体など、異なる組織と組織が手を組み、互いの特性を活かし合いながら事業を進めていく。」取組を、長年に渡り進めてきました。

多摩市では、今後も障がい者の就労支援について、「協働」の一員として共にまちづくりを進めていきます。

(4) 市組織への適用範囲

この調達方針は、多摩市契約事務規則第2条第1項第1号に掲げる課（以下「適用部署」という。）に適用します。

2 多摩市における調達方針

(1) 基本的な考え方

- ・ 多摩市は、単に物品の購入や事業委託、役務の提供等に留まらず、共にまちづくりを進める「協働」の取組の一員として、優先調達を進めていきます。
- ・ 多摩市は、障がい者就労施設等から提供可能な業務等や市各部署が希望する業務内容等の情報提供と共に、互いの特性を生かした優先調達を、適用部署が推

進めます。

(2) 調達する物品等

市が契約によって調達する物品や役務の提供、業務委託等のうち、障がい者就労施設等が受注することが可能なものとします。

(3) 調達推進体制

市は、障がい者優先調達推進庁内会議において、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進していきます。

(4) 優先調達を推進するための主な取組

① 収益の場の提供

公共施設内の売店設置等への配慮や、イベントへの出店・出品など場の提供や支援を行っていきます。

② 業務委託先等に対する協力依頼

市と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手や補助金等の交付をしている団体などに対し、障がい者就労施設等からの物品等の調達に対する理解と協力を求めます。

③ 共同受注のための障がい者就労施設等による団体（組織）の支援

障がい者就労施設等の受注拡大を目指し、利用者の工賃向上を図るため、市内施設等によって組織された「多摩市障害福祉ネットワーク“たまげんき”」を支援していきます。

④ 契約事務規則の改正

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき、多摩市契約事務規則の随意契約に関連する規定を改正し、平成28年度から障がい者就労施設等を随意契約によることができる対象としました。

⑤ 工事発注での評価基準

工事案件について総合評価落札方式による条件付一般競争入札の評価項目に障害者雇用促進法第43条第1項（障害者の法定雇用率の達成）の規定から事業者を評価し加算する制度を設けています。

3 令和4年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達目標

区分	内容（例示）	目標契約案件数
物品	記念品、業務用品など	5案件
役務・業務委託	清掃、リサイクル選別、冊子配布など	9案件

※ おやつ等の購入など、学童クラブが、購入の都度契約を行い調達しているものについては、複数の障がい者就労施設等からの調達であっても「学童クラブのおやつ賄い等」として1案件としていましたが、平成28年度から契約先毎に1案件としてします。

4 令和4年度における重点的な取組予定事項

(1) 優先調達案件の掘り起こし

多摩市における優先調達案件をさらに拡大していくためには、現状の障がい者就労施設等への発注手法等を見直していくことが必要となっており、予算編成時や事業開始時等において、障がい者就労施設等における受注可能条件の確認・調整

や業務の切り出し、発注にあたっての工夫や配慮を適切に行っていくことが重要となります。そのため、新規事業として予算要求で挙げた物品・役務・業務委託案件から優先調達対象を掘り起こし、早期に障がい者就労施設等と協議を進めていくことで、更なる調達の推進につなげていきます。

また、市役所内での障がい者就労施設等に対する業務発注内容等に関するニーズを把握し、結果を「たまげんき」にフィードバックすることで、障がい者就労施設等での取組を促進していきます。

公園管理における障がい者就労については、令和3年度より開始した「せいせき公園清掃管理業務委託」について、試行実施した本事業の効果検証を行うとともに、今後の公園のあり方や管理手法について市内事業者・ボランティア団体と調整しながら検討・整理を進めていきます。また、令和2年6月に「多摩市気候非常事態宣言」を宣言した当市では、地球温暖化対策に向けた取組を進めており、そうした環境保全に係る取組といった新規事業が見込まれる分野において、優先調達に繋がる案件を検討していきます。

(2) 職員への理解啓発等

多摩市における障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するには、市役所の各部署が行っている事業と障がい者就労施設等が行っている業務のマッチングが重要であり、市内の障がい者就労施設等の活動内容について、各部署への理解啓発が必要であると考えられます。このため、市内障がい者就労施設等における活動内容等について、職員向けの周知を積極的に行い、障がい者就労施設等が具体的にどのような業務の受注が行えるかについてイメージできるような取組が必要となります。令和3年度中に作成を予定している、市内障がい者就労施設等の販売品や活動内容等を市民向けにPRするリーフレットを職員向けにも周知を行う等の取組により、各施設等の活動イメージを市役所内で喚起し、職員への意識付けを行います。

令和3年度においては、所管課によって「たまげんき」と事前に業務内容やシフトに関する協議を行う等の丁寧な調整がなされた結果、「学校交換便業務委託」が実現に繋がりました。新たに優先調達対象案件となった好事例があがった際には、その調整の経緯や発注にあたっての工夫等につき、市役所内の各部署と共有できるよう、情報提供に努めていきます。

(3) 収益の場の提供

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業収入が減少している障がい者就労施設等への支援の一環として、多摩市ではこれまで、「たまげんき」との共催による飲食物等の販売会『たまげんきお弁当フェスティバル』を定期的に市役所敷地内で開催する等の取組を行ってきました。また、市が開催するイベントや物品販売の機会について、市内障がい者就労施設等が出店可能となるよう、関係機関との調整等を図っています。引き続き、こうした取組を継続していくことで、市内障がい者就労施設等の事業活動を支援し、障がい者の工賃向上につなげていきます。

(4) 民間事業者等へのPR

障がい者就労施設等が安定した収益活動を行っていくためには、市からの業務発注や収益の場の提供だけではなく、障がい者就労施設等が民間事業者等からの依頼を受け事業活動を行えるよう必要なマッチング支援を行っていく必要があります。令和3年度においては、民間事業者が市内で開催するイベントへの出店調整

や、イベント用配布物品の受注斡旋といった支援を、市が関係機関との調整のうえ行ってきました。引き続き、障がい者就労施設等が行える業務のPRや各種イベントへの出店及び製造品の販売機会創出等について、前述のリーフレットを民間事業者向けのPRに活用する等、必要に応じ、市が民間事業者等関係機関との調整を行ったうえで、相互のマッチングに努めます。